理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に 基づき、朝霞都市計画道路の変更についての理由を示したものです。

I 朝霞都市計画区域の位置等

朝霞都市計画区域は、都心から約20km圏、本県の南部に位置しています。 また、朝霞都市計画区域に含まれる土地の区域は、朝霞市の行政区域の全域です。

【3・4・8号 黒目川通線】

本路線は、新座市大字片山字大下を起点とし、志木市大字宗岡字新田に至る延長約5,180m、幅員18mの幹線街路です。

Ⅱ変更の理由

3・4・8号黒目川通線は、新座都市計画道路3・3・1号保谷朝霞線及び新座都市計画道路3・4・2号東京小諸バイパスとの交差点における交通の円滑化を図るため、同交差点の交差構造を立体交差に変更することに伴い、一部区間の線形、区域及び延長を変更するものです。

併せて、車線の数を2と定めるものです。

Ⅲ 変更の内容

名称	延長	車線数	幅員	変更内容
3・4・8号 黒目川通線	約5,170m (約5,180m)	2車線 (一)	18m	一部区間の線形変更一部区域の変更延長の変更交差構造の決定車線数の決定

括弧内は変更前を示す。

IV 関連する都市計画

なし